「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。)第 7 条の規定に基づき、東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業を特定事業として選定したので、公表する。

また、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をあわせて公表する。

平成 29 年 10 月 13 日

四国地方整備局長 平井 秀輝

特定事業(東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業)の選定について

1. 事業概要

道路の無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の 観点から、道路行政において重要な施策となっており、国土交通省では、「景観・観 光」、「安全・快適」、「防災」の観点から道路空間における無電柱化事業を推進してき ている。

現在、松山市における無電柱化事業の内、一般国道 11 号については、市内中心部から小坂交差点付近まで整備されている。四国地方整備局では、これらの社会情勢と管内道路の架空物等の現状に鑑み、松山市内の一般国道 33 号のうち、平成 28 年度に東石井から小坂交差点を対象に、無電柱化を進めている。

(1) 事業の名称

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 33 号

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 石井 啓一 (「国土交通省設置法(平成 11 年法律第 100 号)」第 31 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者 四国地方整備局長 平井 秀輝)

(4) 事業の目的

本事業は、一般国道 33 号松山市東石井から小坂交差点までの電線共同溝を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 事業対象区域の概要

① 所在地

愛媛県松山市東石井2丁目~小坂5丁目交差点の既存電線共同溝との接続箇所

② 事業対象

一般国道 33 号

ア 東石井地区:東石井2丁目~天山3丁目 イ 天山地区:天山3丁目~小坂5丁目

③ 延長

ア 東石井地区:約1.4km イ 天山地区:約1.7km

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の①~③に掲げるものとし、各業務の詳細については入札公告時に示す。

① 設計業務

- ア 事前調査業務(現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量)
- イ 詳細設計業務
- ウ 設計業務に係る調整業務
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 工事業務

- ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- イ 工事業務
- ウ 工事監理業務
- エ 本施設の所有権移転業務
- オ 工事業務に係る調整業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業方式

本事業は、以下に示す事業方式(BTO (Build-Transfer-Operate) 方式)で実施する。民間事業者は、事業対象地区において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が終了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、四国地方整備局と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から平成44年3月31日までの約14年間を予定する。

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結平成 30 年 3 月頃本施設の完成・引渡し平成 34 年 3 月頃事業完了平成 44 年 3 月末

(10)選定事業者に対する支払い

① 設計及び工事業務に係るサービス対価

四国地方整備局は、本施設の設計及び工事業務に係る対価について、国への所有権 移転後、平成34年度から平成43年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式に より支払う。

② 維持管理業務に係るサービス対価

四国地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への 所有権移転後、平成 34 年度から平成 43 年度までの間、事業契約書に定める額(年 1 回払いを予定)を支払う。

2. PFI 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

① 算出にあたっての前提条件

本事業について、四国地方整備局が直接事業を実施する場合の公共負担額と PFI で 実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を以下のとおり設 定した。なお、これらの前提条件は国が独自に設定したものであり、実際の事業者の 提案を制約するものではない。

ア 四国地方整備局が直接実施する場合

1) 算定経費

算定の対象とした経費は、特定事業の業務内容に示す業務に要する経費とした。

2) 算定の根拠

各経費については、予備設計及び事業実績等を基に算定した。

イ PFIで実施する場合

1) 算定経費

算定の対象とした経費は、特定事業の業務内容に示す業務に要する経費のほか、 事業期間中の支払利息等の民間事業者の資金調達に係るコスト、リスク管理コスト、アドバイザー費用、諸税、選定事業者が本事業の実施を目的として設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)の運営経費を想定した。

2) 算定の根拠

各経費については、市場の動向等を勘案し、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される一定割合の削減率等が実現するものとして算出した。

ウ その他

- ・ インフレ率:現時点では考慮していない。
- 割引率:2.6%とした。
- ・ 税の還元等の調整:SPC が支払う法人税を還元した。

② 定量的評価の結果

上記の前提条件のもとで、四国地方整備局が直接事業を実施する場合と PFI で実施する場合の公共負担額を比較すると、PFI で実施する場合は、四国地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約 2.9%の VFM¹向上が見込まれる結果となった。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

従来型の契約方式とした場合、短期的に国の予算に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI 事業として実施した場合、サービス対価として毎年均等額を支払うことから、財政支出の平準化が図られる。

また、管路整備に精通した民間事業者の技術やノウハウの活用により、事業調整及び事業期間の短縮が図れるとともに新技術の活用、民間事業者の事業機会の創出による経済の活性化および雇用効果が期待できる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。このため、本事業を PFI 法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

4

¹ VFM については、実施方針本文第1 2. (1)を参照。